

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 24 日

薩摩川内市長 田中良二

薩摩川内市条例第 24 号

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 可愛地区コミュニティセンターの項中「御陵下町 12 番 34 号」を「御陵下町 12 番 14 号」に改める。

別表第 2 の 2 可愛地区コミュニティセンターの表中会議室の項を削り、

「

大 会 議 室	250 円	250 円	250 円	200 円	を
---------	-------	-------	-------	-------	---

」

「

大 会 議 室	250 円	250 円	250 円	200 円	に
2 分割し、 その片方 のみを使 用する場 合	130 円	130 円	130 円	100 円	
調 理 室	180 円	180 円	180 円	100 円	

」

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。